

富士河口湖町観光ポータルサイト構築事業に係る 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書

1. 目的

この実施要領及び仕様書（以下「本要領」という。）は、町の観光ポータルサイト構築に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定める。

2. 概要

（1）件名

富士河口湖町観光ポータルサイト構築事業

（2）内容

- ① 観光ポータルサイトデザイン・ロゴ作成
- ② 位置情報を利用した観光施設・店舗等の検索機能の導入
- ③ コンテンツ管理システム導入
- ④ ページフォーマットデザイン
- ⑤ コンテンツ制作
- ⑥ 環境設定、セキュリティ対策
- ⑦ 進行管理

※現富士河口湖町観光情報サイトURL「<https://fujisan.ne.jp>」を使用し、富士河口湖町内全体の観光ポータルサイトを構築する。

（3）事業期間

① 業務期間（提案最長工期）

契約日 から 令和8年2月末日 まで

※遅くとも令和8年3月から共用開始する。

（4）提案上限額

18,018 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（5）契約保証金

免除

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす企業に限ります。なお、複数の企業による共同企業体の参加も可能とします。その場合は、代表企業を選定し、(4)、(5)、(6)、(7)については、全ての構成企業が要件を満たす必要があります。

- (1) 現に有効な富士河口湖町競争入札参加資格者名簿の「Web ページ作成等」に登録されており、5 年以上「Web ページ作成」を行っている者であること。ただし、現時点で名簿に登録されていない場合は、参加申出書提出期限までに関係書類を添えて入札参加資格確認申請を町に提出し、資格を有すると認められた者であること。(該当する場合は、必要書類等を別途案内するため、事前に連絡すること。)
- (2) 不測の事態を考慮し、山梨県内または隣接する都県に事業所があること。
- (3) 次の要件を全て満たす契約の実績が 2 件以上あること。
 - ① 平成 26 年度以降に契約を締結したもの。
 - ② ホームページ制作に関するもの。
 - ③ 契約金額が 500 万円（消費税を含む。）以上であるもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 富士河口湖町、山梨県又は国による指名停止措置期間中でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4. スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりです。

質問の受付期限	令和 7 年 5 月 23 日
質問の回答期限	令和 7 年 5 月 27 日
参加申出期限	令和 7 年 5 月 29 日
提案書事前提出期限	令和 7 年 6 月 6 日
プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 13 日 (※)

※ 参加者数により、令和 7 年 6 月 13 日以降になる可能性があります。

5. 参加申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申出を行ってください。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申出書兼誓約書

※ 共同企業体の場合は、代表会社名で提出し、構成企業一覧を作成添付してください。

② 会社概要書

※ 共同企業体の場合は、全ての構成企業が提出してください。

③ 契約実績調書

④ 契約実績を証する書類（契約書等）の写し※契約実績調書に添付してください。

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 29 日 17 時必着

(4) 提出先

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

富士河口湖町役場 観光課 観光施設係

(5) 結果の通知

参加資格の有無の確認を行い、結果を書面又は電子メールにより通知します。

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答については、以下のとおりです。

(1) 質問方法

質問書（指定様式）を電子メールにて提出してください。

（メールアドレス）kanko@town.fujikawaguchiko.lg.jp

(2) 受付期限

令和 7 年 5 月 23 日 17 時必着

(3) 回答方法

令和 7 年 5 月 27 日までに富士河口湖町ホームページに回答を掲載します。

(4) その他

- ・ 質問に対する回答は、本要領の記載事項の追加、修正とみなします。
- ・ 質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるもの、その他全ての参加者に回答を共有する必要がないと町が

判断したものについては、質問者に対してのみ回答します。

7. 提案書等の事前提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

(2) 提出期限

令和7年6月6日 17時必着

(3) 提出先

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

富士河口湖町役場 観光課 観光施設係

(4) 提出部数等

製本 6 部

(5) 提出資料

以下のとおりとし、様式の指定はありません。

- ① 観光ポータルサイト構築の仕様等の詳細が確認できる資料
- ② 事業工程表
- ③ 価格提案書（見積書）別途ランニングコスト
- ④ 価格内訳書
- ⑤ その他評価基準項目に対する提案・評価に必要な資料

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和7年6月13日（予定）

※ 詳細は、参加者に別途通知します。

※ 参加者数により、6月13日以降になる場合があります。

(2) 実施時間

60分程度（提案内容の説明30分以内、質疑応答30分程度を想定）

(3) 出席者

5名以内

(4) 提案順番

参加申出書を町が受理した順とします。

9. 仕様

- ① 現状約 8 割がスマートフォンからの閲覧のため、スマートフォン画面で見やすい画面であること。
- ② バナー広告等、運営側が見せたい画面ではなくユーザーが知りたい情報が上位画面に表示されること。
- ③ ピクトグラムや色を利用した「体験」「食事」などのカテゴリーから検索でき、ユーザーが知りたい情報にアプローチしやすいこと。
- ④ ユーザーの位置情報と連携し、ユーザーから目的地の情報や行き方が検索できること。
- ⑤ 目的地の営業時間や定休日情報と連携し、検索現在営業中の目的地を調べられること。
- ⑥ 花火大会当日など最大 20,000PV/日のアクセスにサーバーが耐えられること。
- ⑦ 基本言語は日本語とし、英語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語に対応すること。
- ⑧ 今後の維持管理を見据え、専門知識が無い者でも容易に情報更新をできること。

10. 業務内容

（1）進行管理

プロポーザルに基づいた設計や構築を行うための工程を総指揮し、進捗管理を行う。

（2）動作環境設定

24 時間 365 日の稼働を行う。スマートフォンからの閲覧が多数であるが、パソコンやタブレットからの閲覧もあることを前提に画面設定を行うこと。また、ドメインは現行の富士河口湖町観光情報サイトの「<https://fujisan.ne.jp>」を継続して使用する。

（3）システム設定

本ポータルサイトの管理・閲覧を高速に行えるサーバーを確保し、外部からサイトの改ざんをされないよう必要なセキュリティ対策を講じること。また、コンテンツ管理システムは専門知識が無い者でも容易に情報更新をできるよう設定すること。

（4）サイトデザイン

ユーザーが「見やすい」ことを重要視し、トップページ上部には「飲食」「見る」などのテーマ別のバナーがあり、知りたい情報へのアプローチをしやすいようピクトグラムや色を工夫し制作すること。ただし、トップページ下部にはバナー広告等掲載可能にすること。

2 ページ目以降についてもデザイン性よりも見やすさを重視し制作すること。

（5）機能の充実

ユーザーの位置情報と連携した目的地の検索や、行き方がわかりやすいよう地図とも連携した検索機能が可能なシステムを導入する。また、観光施設を詳しく紹介するための静止画や動画、音声を用いた紹介コンテンツを 100 箇所ほど掲載できるよう実装すること。

「グルメコース」「体験コース」などのモデルコースを協議のうえ 10 コースほど設定し、紹介できるよう実装すること。

(6) 多言語対応

基本言語は日本語とし、英語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語に対応すること。トップページにてユーザーが言語の切り替えをできる仕様にする。ただし、自動翻訳機能を実装する場合には、誤翻訳を管理者が容易に修正できるようにすること。

(7) 操作マニュアルの作成及び職員への説明会の実施

コンテンツ管理システム等の操作に関するマニュアルを作成すること。作成に当たっては、専門知識の無い職員にもわかりやすく解説できるよう留意すること。

また、公開前に 1 回以上操作予定職員を対象に説明会を実施すること。

11. 契約金額に含む経費

- (1) 本サイト構築に関する費用
- (2) 本サイト実装のために必要なソフト導入に関する費用
- (3) 事業の計画、進行管理に関する費用
- (4) その他本件履行に際し必要な費用

12. 見積り条件

見積り条件は以下のとおりです。

- ① 見積り金額は、11 に記載する全ての費用を含む金額とする。
- ② 見積り金額は、総額 18,018 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
- ③ 見積り金額総額には令和 8 年度以降のランニングコストは含めないものとするが、サポート体制を示したうえで別途ランニングコストを示すこと。
- ④ 施工にあたっては関係法令等を遵守し、労働者の労働環境、労働条件に十分配慮すること。

13. 契約候補者の選定

- (1) 選定方法

提案内容について、別紙「評価基準」に基づき審査委員が評価し、評価点数の平均（審査委員 5 名の平均とし、100 点満点）が最も高い提案者を契約候補者として選定します。なお、最低制限点（制限点数未満の失格）は設定していません。

（２）選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての提案者へ書面又は電子メールで通知し、併せて町ホームページに公表します。

【公表事項】

- ・各提案者の評価点数（提案者の名称、所在地等は非公表）
- ・契約候補者の名称、所在地

（３）失格要件

次のいずれかに該当した提案は、失格とします。

- ① 提案内容及び提出書類に虚偽があった場合
- ② 提案内容が本要領に示した条件、仕様等に適合しなかった場合
- ③ 価格提案書の金額が上限金額を上回った場合
- ④ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

14. 検査及び請求

工事完成後、受注者からの連絡により、動作確認等の検査を行います。契約金の請求は、書面による請求書を発行し、観光課観光施設係宛てに郵送または持参することとします。

町は請求書受領後 30 日以内に受注者指定の口座に振り込む方法により支払います。

15. 成果品

成果品は以下のとおりとします。

- ① 観光ポータルサイトシステム
- ② サイト操作マニュアル

16. その他

- （１）提出書類は返却できませんので予めご承知おきください。
- （２）提出書類は、本プロポーザル以外の目的で使用しません。
- （３）本プロポーザルに係る費用については、すべて提案者の負担とします。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本町に請求することはできないものとします。

- (4) 参加申出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (5) プレゼンテーションの結果、契約候補者とすべき事業者がないと町が判断した場合は、契約候補者を選定しない場合があります。
- (6) 参加者が1 者の場合でもプロポーザルは実施、成立します。ただし、当該提案者を契約候補者として決定することを確認するものではありません。
- (7) 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) サイトについて、整備を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は受注者は無償で対応を行うものとします。

17. 問い合わせ先

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

富士河口湖町役場 観光課 観光施設係 担当：相澤

T E L : 0555 - 72 - 3168 (観光課直通)

E-mail : kanko@town.fujikawaguchiko.lg.jp